

ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2024年
4・5月号
No.373



みんなで楽しく!!



ほうじん北沢インタビュー
北沢法人会 委員会めぐり No.2

厚生委員会

新企画
第2弾!!

法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

税に関する絵はがきコンクール 「東京都知事賞・東法連女連協会長賞」受賞

税に関する 絵はがきコンクール 北沢法人会

「東京都知事賞・東法連女連協会長賞」受賞



受賞者

北沢法人会 最優秀賞

賞 池之上小学校 6年
大安 柊さん

北沢法人会から、東法連
「税に関する絵はがきコンクール」の
「東京都知事賞・東法連女連協会長賞」
受賞者が選出されました。

過去の全国賞受賞作品

北沢法人会からは多くの全国賞受賞を輩出しており、これも地域の皆様のご協力によるものと、深く感謝しております。

●第4回(平成26年度)



応募総数251枚
「全法連女連協会長賞」受賞

●第5回(平成27年度)



応募総数585枚
「東法連女連協会長賞」受賞

●第7回(平成29年度)



応募総数716枚
「全法連女連協会長賞」・
「東京都知事賞」受賞

●第11回(令和3年度)



応募総数1,185枚
「東法連女連協優秀賞」受賞

●第12回(令和4年度)



応募総数957枚
「東京国税局長賞」・
「全法連女連協優秀賞」受賞



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

- 5月10日(金) 13:00~16:00 税理士相談/北沢法人会館
5月11日(土) 10:00~13:00 代沢・代田支部 「代沢わいわい文化祭」/代沢地区会館
5月12日(日) 11:00~14:00 梅丘支部「豪徳寺たまにゃん祭り」
5月16日(木) 13:30~16:00 新設法人説明会/北沢法人会館
5月18日(土) 10:00~15:00 青年部会「第9回ふくふくスタンプラリー」
5月21日(火) 第19回親睦ゴルフコンペ/東京湾カントリークラブ

- 6月10日(月) 15:30~ 第13回通常総会
6月13日(木) 13:30~16:00 決算法人説明会/北沢法人会館
6月14日(金) 13:00~16:00 税理士相談/北沢法人会館

※お申込みお問合せは北沢法人会までお気軽にどうぞ。

Tel. 03-5450-7121
Fax. 03-5450-7122
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

ほうじん北沢

2024年 4・5月号 No.373
公益社団法人 北沢法人会 広報誌 第373号 令和6年5月1日発行



5月18日(土) 10時~3時



梅ヶ丘駅から徒歩2分「北沢法人会館」

CONTENTS

今後の予定/コンテンツ... 1
特別企画 ほうじん北沢インタビュー 北沢法人会 委員会めぐり (No.2) 厚生委員会... 2~4
組織・厚生委員会の共同事業「会員増強・大型保障制度推進会議」... 5
女性部会 東法連 女性部会連絡協議会 全体連絡会議について... 6
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項... 7-8
イータ君寄贈式... 9
北沢税務署からのお知らせ... 10
令和6年 能登半島地震支援金募集 第2段... 11
「支援金 授与セレモニー」... 12
北沢税務署・北沢法人会共催「定額減税に関する説明会」/税金クイズ 税金八先生!... 13
3/14防災ミニ講習について... 14
青年部会 大懇親会&卒業式... 15
青年部会「ふくふくスタンプラリー実行委員会」/
5/18開催【第9回ふくふく!スタンプラリー】お手伝いのお願い... 16
連載 No24ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子... 17
世田谷都税事務所からのお知らせ... 18
連載 経理の知識 税理士:川辺洋二... 19
連載 大切ですよ!就業規則 第77回 社会保険労務士 斉藤信之... 20
投稿 投稿コーナー・投稿募集... 21
会員紹介 株式会社グロースJ 喫茶店 ひなたほっこ... 22
支部・部会・委員会活動 千歳台・船橋支部 桜上水支部 下北沢支部 経堂支部... 23-24
梅丘支部 明大前支部 南鳥山・粕谷支部... 25-26
給田・北鳥山支部 女性部会... 27-28
リレー後記... 29

ほうじん北沢 インタビュー

北沢法人会 委員会めぐり 第2回

厚生委員会

2024 3/14 14:20
法人会館
インタビュー
広報委員: 岩本由起子



組織と会員の“楽しみ”と“利益”を作り出す。

- 総務委員会
組織委員会
税制委員会
広報委員会
公益事業委員会
厚生委員会

委員長:成木恒寿
副委員長:佐藤寛
副委員長:千葉繁
副委員長:深見敏明
担当副会長:大石恵
※副会長が1人、委員会の担当となる。

写真左上から:(株)ロードスター 深見敏明さん 副委員長/(有)伸建築企画 広瀬淡さん 監事/(株)インテリア社 千葉繁さん 副委員長/(株)NARUKIコミュニケーション 成木恒寿さん 委員長/(有)ワンステップ 佐藤寛さん 副委員長/三栄造園(株) 藤倉幸彦さん 委員

北沢法人会には6つの委員会があり、それぞれが会の活動・維持・発展に大変寄与しているのですが、委員会に所属していない一般の会員、また、委員でも他の委員会を知らない場合、その委員会にどんな役割があるのか、どういった活動を行っているのかなどよくわからないようです。そこで各委員会をめぐり、お話しを聞き理解を深めようというのがこの「委員会めぐり」企画です。

“委員会”も“遊び”もベテランぞろい。

岩本:前回から始まりました北沢法人会広報誌、「ほうじん北沢」インタビュー企画「北沢法人会委員会めぐり」、第2弾は「厚生委員会」です。それでは早速厚生委員会の方々にお話を伺います。まずは、皆様の自己紹介をお願いします。最初に成木委員長からお願いします。
成木:厚生委員長を努めております成木と申します。会社名は「株式会社NARUKIコミュニケーション」です。梅丘支部に所属しています。マーケティング調査や各企業と情報を交流して、会社同士を繋げるような仕事をしています。それでは広瀬さんから順にお願いします。
広瀬:梅丘支部の広瀬です。監事をやっています。厚生委員会には副会長の時に担当副会長として長く関わらせていただきました。建築設計業をやっております。
佐藤:有限会社ワンステップという会社をやっております佐藤です。梅丘支部長を仰せつかっております。支部長の前は厚

生委員長を何期かやらせていただきまして、法人会に入ったら、もう、すぐに厚生委員会をやってほしいと言われてまして…。
藤倉:一番向いてるよ。
広瀬:向いてる向いてる。
佐藤:後藤さんのときから厚生委員を仰せつかって、それからずっと厚生委員一筋です。色々な時代を見てまいりました。害虫害獣の駆除の会社をやっております。
千葉:前厚生委員長の千葉です。梅丘支部長を辞める時、佐藤さんから「厚生委員長就任おめでとうございます」と何の心構えのないままに委任され、それから2期やりましてこの度成木さんに引き継ぎました。仕事はリフォームの会社をしております。
広瀬:まず、自分をリフォームしなきゃ。(一同笑い)
藤倉:藤倉です。明大前支部で、松原1丁目で造園とエクステリアの会社をやっております。今エクステリアに力を入れています。法人会に入って長いんですけど、一番合っているのが厚生委員で、楽しんでやっておりますが…厚生委員以外のお手伝いが気が向かなくなってきました。(一同笑い)



深見:藤倉さんと同じ明大前支部で、後を継いで副委員長をやらせていただいています。私もゴルフとボウリングと聞いて入らせていただいたんですけど。(一同笑い)他の事のお手伝いは難しいんですけど、ゴルフ・ボウリングは大好きですので、頑張らずと続けていきたいと思えます。

岩本:みなさんベテラン揃いで、遊びもベテランですね。そもそも、厚生委員会ってどんな役割でどんな目的を持った委員会なのかご紹介いただけますでしょうか。

法人会の活動費に大きく寄与

成木:2つ大きな活動がありまして、1つは、法人会で作っております企業を経営するに当たって必要な補償の制度、その推進を担っています。各保障制度の引受会社である大同生命、アフラック、AIGさんとコミュニケーションを取って保険会社さんが制度推進にまわる時などにサポートしています。

もう1つが、会員相互の交流の推進で、大きなところではゴルフ大会とボウリング大会が定例の事業としてあります。

両大会とも毎回60名近い方に参加していただき好評をいただいていますので、遊び中心の委員会と思われがちですが、各種保険の推進も大きな事業となっております、制度として、加入された保険料の数%が保険会社から事務費として全法連・東法連に払い戻されて、そこから各法人会へ戻されています。

例えば、北沢法人会だと、年間の活動予算が約5千万ありますけれど、そのうちの約20%、1千万超が全法連から戻ってくる金額で収入の大きな部分を占めています。それが各支部・委員会の活動費に組み込まれて来るので、皆さんが加入した時の会費12,000円程度は十分に還元されてくると考えていただいで結構です。

後は、法人会員対象で保障制度の保険料も最大で2割から5

割程度の割引制度がありますのでかなり割安になります。

広瀬:個人で入っても団体扱いになるという事ですか？

成木:はい、法人会員であればそうです。

岩本:すばらしい、お得ですね。そして大事な役目ですね。

遊びとともにお金も集めるんですね。

佐藤:ゴルフは公益法人になる前から事業としてやってましたけれど、公益法人になってから正式な事業ではないんですよ。

深見:厚生委員が幹事をやり参加者を募っている形ですね。

佐藤:昔はバスでみんなで行ってましたね。会員さんの交流が多かったんですね。

成木:新入会員さんとの交流も密接になりますね。

千葉:ゴルフって不思議なスポーツでね、酒の席とはまた違った話ができてプレイ中も深く付き合えるんですよ。

藤倉:環境が良いことが魅力ですね。そして全てが自己責任でカウントしていきますね…最近自分ではカウント出来ないことがあるんですけど。(一同爆笑)

千葉:女性会員も喜んでくれるんですよ。みんな大事にしますからね。

佐藤:ボウリングも昔からずっとやってきているんです。今も正式な事業でもありますし。以前はオークラボウルでした。

岩本:会場を貸し切ってやるんですものね。苦労話とかもあるんですか？

広瀬:ボウリングで一番の苦労は商品集めなんです。全員に賞品が行き渡るようにしていますから。

佐藤:ゴルフ大会もそうなんですけれど、極力、厚生委員会としては参加者全員になにかしら持って帰ってもらいたいんです。そういう楽しみ方をしてもらいたい。

ただ、その商品を集めるスタッフは大変です。

深見:平塚さんが一番がんばってます。

佐藤:ウテナさんいっぱい提供してくださっています。

藤倉:女性を大切にすることが人が集まる要因でなんです。女性はお友達やご主人を連れてきてくれますから。

広瀬:女性の順位と男性の順位がありますから。

岩本:いつもお得に商品をいただいています。(一同笑い)

では、厚生委員会の課題や目標はありますか？

成木:各保険会社さんからは、加入率など各法人会毎の目標が設定されていて知らされているんですけど、北沢法人会はだいたい下から数えた方が早いぐらいの推進状況なんです。だからと言って何も卑下することはないんですけど、保険会社からはなんとかならないと言われてます。

広瀬:その辺りが今後の課題でしょうね。

“楽しみ”と“利益”を作り出す。

岩本:単に保険の勧誘ではなく、加入者も利益にもなるし、法人会のためにもなるんですよ。

成木:そうなんです。一番、会員さんが自分の利益として享受できる制度ですよ。会員になったから割引されるというのは会員勧奨にも役立つはずですし。

千葉:僕らの認識も変えなきゃダメだと思う。商売やっている人が何かあった時の「大型保障制度」ってすごいですからね。

僕ら自身も意識の改革をして法人会の中でもアピールしていかないと無理じゃないでしょうか。しかし私が委員長の間も大勢の前で保証制度を話した事は2回ぐらいしかなかったですね。

厚生委員が支部に帰って説明するのは難しいと思う。だけど成木さんは元保険会社ですから知識があります。これからは理事会とか色々な場面で時間をもらって説明していけるんじゃないでしょうか。

佐藤:中身を解っているようでもじつは解らない事もあるからね。

成木さんみたいに詳しい人が説明したほうが解りやすいし加入者も増えると思う。

深見:たしかに千葉さんや佐藤さんに説明されるよりよさそうですね。(一同爆笑)

成木:私も元々ゴルフとボウリングの幹事をやってと言われて入ったんですけどね。

岩本:深い話になりましたね。最後に厚生委員会の魅力はなんでしょう。

会員も委員も楽しむ事

千葉:法人会は異業種の集まりだから、その中で会員が仲良くなる機会を作るいい働きをしていると思うよ。

藤倉:みなさんと楽しむ、そして女性を大切に会を盛り上げる委員会です。

深見:厚生委員会って会員の健康管理も活動に入るんですよ。そういう活動も増やしてみさんの健康に役立てる事も魅力かなと思います。

広瀬:厚生委員会は、ゴルフもボウリングも厚生制度も人と人を結びつけ仲良くさせてゆく、法人会の中でも他に無い魅力だと思います。

成木:みなさんがおっしゃっていた通り、法人会に入ってよかったなと思っていただけの事業を提供できる委員会だと思います。会員のみなさんも、そしてやっている委員自身も楽しめる、そんな委員会です。

岩本:今回お話を聞きまして、厚生委員会のみなさんが法人会の楽しみを作り出しているんだなと思いました。そしてステキな仲間同士なんだなと感じました。また、遊びと未来も作って行くそんな委員会だと思いました。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。



組織・厚生委員会の共同事業「会員増強・大型保障制度推進会議」

2月29日(木) / 参加者31名 / 場所: Oyster Barジャックポット下北沢

去る、2月29日(木)に組織・厚生委員会共同事業の「会員増強・大型保障制度推進会議」が下北沢のOyster Barジャックポット下北沢で開催されました。参加者は、常任理事の皆さん16名と保険会社の制度推進員15名でした。

第1部はAIG損害保険の東條部長から「がんからはじめる治療と仕事の両立支援【がん防災】」のセミナーと受託保険会社3社(大同生命・アフラック・AIG)からの情報提供がありました。

第2部は、懇親会で参加理事と推進員の交流で盛り上がりしました。

飯野会長からもがん予防の4つのポイントの挨拶があり、金子副会長からは、35年前に会場のお店のジャックポットでバイトをされていたと貴重な体験談も披露されました。

大型保障制度が、会員に対する保険料の割引のメリット等とともに、法人会の貴重な収入源であり、会員増強のための重要な武器であることを再認識できた会議でした。

今後も組織・厚生委員会の共同事業として継続して推進員の皆さんと交流していくことを約束して3本締めをして散会しました。(厚生委員長 成木 恒寿)

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

東洋ドライループ株式会社
TOYO DRILUBE CO.,LTD.

<https://www.drilube.co.jp>

代表取締役 **飯野 光彦**

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

株式会社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL.03-3321-4132 FAX.03-3327-3777



女性部会 東法連 女性部会連絡協議会 全体連絡会議について

令和6年2月26日(月) 場所: 京王プラザホテル

2月26日、新宿の京王プラザホテルにて東京法人会連合会 女性部会連絡協議会 全体連絡会議が開催されました。

まず今回の発表に至った報告が簡単にされ、次に食品ロス問題ジャーナリストの井出 留美氏による講演『賞味期限のウソ・ホント 食品ロスに関する新常識 経済とSDGsについて』が行われました。

私自身、レストランに行った時など食べきれないことがあり、タッパーを準備しておく等、意識して棄てないように気をつける努力をしようと思いました。

10分ほどの休憩の後、主催者や来賓のご挨拶があり、いよいよコンクールの発表です。

一位は足立区、二位に世田谷区が選ばれました。我が世田谷区北沢法人会管轄、池之上小学校の大安 柊(おおよす しゅう)君の作品は、「東京都知事賞・東法連女連協会長賞」に選ばれました。サメのいる大海の中、税という瓶の中に守られている社会、というアイデアが素晴らしく、絵の表現もわかり易く美しい作品でした。

表彰式には小池都知事もお見えになり、大安君に直接賞状と記念品をお渡しくださいました。その時に、励ましのお言葉もいただき、一層盛り上がりしました。

(女性部会 相談役 山崎富美子)



東京都知事賞・東法連女連協会長賞

「透明な瓶のイメージ」がたいへん新鮮で、これまでになかった発想で表現されています。

瓶の中には、税で営まれる様々な生活の様子が描かれていて、豊かで安全な生活を保障していることを示しています。

周囲の海には凶暴な「サメ」なども描かれ、対比的な効果を演出しています。

北沢・6年生の作品

選考委員
東京都図画工作研究会
辻 政博 顧問による
作品のご講評。

法人会の税制改正に関する提言の 主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました(令和6年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。	中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

事業承継税制

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める	法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

その他

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(改正前:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(改正前:3割)とする見直しが行われました。



イータ君寄贈式

4月5日(金) / 参加者10名 / 場所:北沢法人会館

4月5日(金)北沢税務署松生署長はじめ6名の税務署の皆様が法人会館にお越しいただき、当会からは飯野会長、善養寺副会長、山崎が参加しイータ君寄贈式を行わせていただきました。

新しいイータ君は鮮やかなエメラルドグリーン?で手触りも良くさわやかな印象でした。署の皆様にも大変喜んでいただき寄

贈式後の懇談も、今後イータ君が登場する場面や署のどこに飾っておくかなど大変盛り上がりしました。

6月の総会で皆様へのお披露目となりますが、公式行事デビューは青年部会が行います【ふくふくスタンプラリー(5月18日(土)「うめとびあ」で開催)】です。お時間がありましたら是非お越しください。(公益事業委員長 山崎哲也)



国税職員採用募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか?

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員試験(採用NAVI)



◆ 採用関係お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



各試験区分	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和5年度の実施状況
受験資格	1 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和3年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和5年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和6年6月14日(金)9時 ～6月26日(水)[受信有効]	令和5年7月24日(月)9時 ～8月14日(月)[受信有効]
1次試験	令和6年9月1日(日)	令和5年10月1日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和6年10月9日(水) ～10月18日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和5年11月3日(金)、4日(土)、 5日(日)、11日(土)又は12日(日)で指定する1日
3次試験	人物試験、身体検査	人物試験
合格発表	令和6年11月12日(火)	令和5年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和5年度の実施状況を記載しています。令和6年度の試験概要については、令和6年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

令和6年 能登半島地震 支援金募集 第2段 被災地のチカラに!

平素より当会の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在、能登半島で発生した地震により、多くの方々が被災され、深刻な状況に立たされています。
北沢法人会では、被災地域への支援を行い、復興の手助けを行いたいとの思いから、下記の通り
支援金を募集することといたしました。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 北沢法人会 会長 飯野 光彦

1. 名称 : 令和6年 能登半島地震 支援金募金

2. 支援金額 : 1口5千円(希望口数)

3. 振込先 : 昭和信用金庫 本店

口座番号 : 普通預金 1278198

口座名 : 公益社団法人 北沢法人会 能登半島地震災害支援金
シャ)キタザワハウジンカイ ノトハントウジシンサイガイシエンキングチ

※「昭和信用金庫」支店からの送金の場合、振込手数料は無料(窓口の場合のみ)

4. 寄附先 : 東京輪島会(東京輪島会を通じて、全額、輪島市等へ寄附します)

5. 締切日 : 令和6年6月28日(金)

6. 税制上の優遇措置について : 「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します

(1) 法人の場合

寄附した全額が損金の額に算入されます。下記の①②を保存してください。

①本支援金募集のお知らせ ②金融機関等で支払った振込票の控え・半券(受領証)

(2) 個人の場合

「特定寄附金」として、寄附した金額から、2,000円を引いた金額が「寄附金控除額」となります。
確定申告の際、①②が必要です。

①本支援金募集のお知らせ ②金融機関等で支払った振込票の控え・半券(受領証)

(例)その年の寄附金の合計が10,000円の場合

10,000円 - 2,000円 = 8,000円

(その年の寄附金の合計額) - (2,000円) = (寄附金控除額)

※寄附金の合計額は、所得金額の40%が上限です。



令和6年 能登半島地震
「公益社団法人 北沢法人会・北沢間税会」から「東京輪島会」へ

「支援金 授与セレモニー」

日時:令和6年4月11日(木) / 場所:北沢法人会館

北沢法人会および北沢間税会では、1月中旬から「令和6年 能登半島地震 支援金募集」の呼びかけを行ってまいりました。おかげさまで、法人会および間税会の会員のみならず、多くの方からたくさんのご支援をいただきました。

4月11日、「支援金授与セレモニー」が北沢法人会館にて行われ、北沢法人会の飯野光彦会長と北沢間税会の宍戸啓昭会長より、東京輪島会の坂本哲会長へ、支援金5,398,091円が渡されました。

この寄付金は東京輪島会を通じて、全額が輪島市へ寄附されます。

この目録は、4月26日、坂本会長が輪島へ赴き、直接目録を坂口茂輪島市長へお渡しします。

復興にはまだまだ時間がかかります。みなさまの温かいお気持ちが、被災地の方々まで届きますよう、北沢法人会ではこれからも支援を続けていきたいと思っています。

(事務局)





青年部会 大懇親会&卒業式

3月19日(火) 19:00 参加人数:57人 場所:下北沢FUTURE LAND TOKYO

令和6年3月19日、下北沢FUTURE LAND TOKYOにて青年部会の大懇親会を行いました。飯野会長をはじめ、たくさんのOB、OGの方々にもご出席いただき、総勢57名での、まさしく「大」懇親会となりました。

令和5年度に入って青年部会への新入会員の数は20名を超え、コロナ前の勢いを取り戻しつつあります。親会の方々には、元気な青年部会を見てもらおう!そして、青年部会員には、親会の方々に自身を積極的にアピールしてもらおう!そんな会になればいいなという中村部会長の想いから、本会の開催に至りました。また今回新たな取り組みとして、各支部の支部長にもご出席を頂きました。入会したてで勝手がわからず「実は、支部には一度も出席したことがない…」という青年部会員もいましたので、支部と青年部会の今後の相互交流の良い

きっかけになったのではないかと思います。

そしてクライマックスは「卒業式」です。青年部会の在籍は50歳を区切りとする(一部役職在職中は除く)ため、青年部会では卒業していく先輩たちへ感謝の気持ちを伝えるイベントを「卒業式」と題し、例年春ごろに開催しています。当日は3名の卒業生を迎え、部会を代表して中村部会長より感謝の言葉とともに、オリジナル賞状と記念品が贈呈されました。マイクを渡された卒業生が「青年部会いままでありがとうございました。支部長!明後日の支部会、さっそく出席します!(笑)」と笑いを取る場面も。青年部会らしく、涙よりも、笑顔で締まる、盛会となりました。

今後も青年部会は、良いところを残しながら、新しい取り組みにも挑戦し、よりよい部会運営に努めます!

(青年部会副部会長 東宏樹)



青年部会「ふくふくスタンプラリー実行委員会」

4月9日(火) 19:00 場所:法人会館



4月9日、法人会館にて「ふくふくスタンプラリー実行委員会」が開催され、約30名の青年部会員が集まりました。

広報、渉外・イベント、景品等、役割分担によって、チームに分かれ、当日までの準備について確認しました。(青年部会長 中村大路)



5/18開催【第9回ふくふく!スタンプラリー】お手伝いのお願い



青年部会2本柱の一つである、【第9回ふくふく!スタンプラリー】を5/18(土)に開催致します。

この事業は、福祉に携わる仲間と協働し、みんなが笑顔になる事業を通じ、多くの人に福祉への理解を深めていただきながら幸福を広げていきたいという想いから、「福祉×幸福=ふくふく」とネーミングした事業です。昨年からの復活し、今年開催すると第9回を数える事業です。

毎回、参加してくれる可愛いお子様方、お年寄り、フルフラット車椅子でご参加される方等様々な方にご参加いただ



いている、とても貴重な事業だと自負しております。是非お手伝いを頂き、ふくふくを体感してください!!

お手伝い大募集!!
 日時:5/18(土) 10:00~15:00の間
 場所:「うめとびあ」他
 お手伝い参加出来る方は、参加出来る時間帯を事務局までお申込みください。
 Tel. 03-5450-7121
 Fax. 03-5450-7122
 mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

No. 24 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 山崎由紀子

「博打のお供はお寿司??」の巻

寿司屋の大将:へい!いらっしやい!ペンギン先生、今日は富山湾から最高の白海老が入ってますよ!

ペンギン先生:おお~!良いですねえ。じゃあ、白海老の軍艦とビールをもう1杯お願いします。

大将:はいよ!

—カウンター席に座っている男女の会話—

女性客:ねえねえ、私このバッグが欲しいな~♥

男性客:え?!この前パーキンを買ってあげたばかりじゃないか。

女性客:春っぽい可愛い服に合わせたいの!大当たりして儲けたんだからこれぐらい良いじゃない。お願い!一生のお願い!!

男性客:んー、仕方ないなあ~。

女性客:やったー!!!じゃあ、バッグ買ってもらう記念に大トロ頼んじやおっかな~。お寿司の写真も撮っちゃお~!

大将:お客さん、握りたてが美味しいからどんどん食べちゃってください!

女性客:えー!こわーい!こっちはお客なんだから、好きなタイミングで食べてもいいじゃないですか!それに、わたし、今日は体調が悪いからワインはあっちに置いてください。

男性客:おいおい、大将に失礼だぞ。

女性客:え?何?私より大将の味方なの?!信じられない!!!もう帰る!!!

— 女性客が帰ったあとのカウンター —

男性客:すいません、うちの失礼な態度をとって…。

大将:いえいえ!それにしても、ずいぶんお若い女性ですね。もしかして今はやりの「パパ活」ってやつですか?

ペンギン:大将、それはさすがに失礼ですよ。

男性客:いやいや、いいんですよ。実は娘なんです。妻と離婚してから10年以上会わせてもらえなかったんですけど、20歳になって小遣いが欲しいのか時々会うようになりまして…

ペンギン:(リアルパパだったのか…)

ところで、さっきお二人の会話が聞こえてしまったのですが、「大当たりした」って、宝くじでも当たったんですか?

男性客:まあ、似たようなものですかね。オンラインのスポーツ・ベッティングってご存知ですか?

大将:スポーツ・ベッティング??野球のバッティングのことかい?

ペンギン:全然違いますよ。「スポーツ・ベッティング」っていうのは、簡単にいうとスポーツの試合結果にお金を賭けることです。

大将:あー、野球賭博とかってことかい?わたし、専ら競輪、競馬、競艇専門だからねえ。

ペンギン:(専門多いな…)

男性客:海外のブックメーカーを通じて、日本にいながらオンラインで世界中で開催されている試合にベットできるので、最近ハマってちょこちょこやってるんですけど、たまたま先日メジャーリーグの試合で大当たりしたんです。

大将:ブックメーカー??「TSUTAYA」とかそういうのかい?

ペンギン:全然違いますよ。海外では政府の許可を受けた業者、す

なわちブックメーカーがスポーツ・ベッティングできる場を提供しているんです。

大将:へえ!政府公認で賭博が出来るんだ!日本で賭博は御法度だと思っていたけど、スマホ1つで賭けられるなら、ちょっとやってみようかな。

ペンギン:大将、日本からスポーツ・ベッティングが適法にできるかは様々議論があるところなので下手に手を出したら大変なことになると思いますよ。

男性客:え?!そうなんですか?!!

ペンギン:スポーツ・ベッティングは、単純賭博罪(刑法185条)や、常習賭博罪(刑法186条)といった犯罪に該当する可能性があるのではないかと議論されています。

大将:じゃあ、やっぱり日本でやるのはダメってことなのかい?

ペンギン:日本の刑法は属地主義(刑法1条)なので、日本で賭けるのは当然違法ですが、ブックメーカーが海外に拠点を持っていて、日本から海外のサーバーにアクセスする方法によってベットする場合に、これが「日本国内において罪を犯した」といえるかが問題となるわけです。

男性客:海外のサーバーにアクセスしているから、海外旅行でカジノをやるのと変わらないんじゃないですか?

ペンギン:「日本国内において罪を犯した」というのは、犯罪行為または犯罪結果が日本国内で行われていることを言います。海外のブックメーカーが日本人向けにサイトを運営し、利用者が日本から送金し、賭けて増えたお金が日本の銀行で受け取れるとすれば、これに該当すると評価される可能性が高いでしょう。

男性客:え…でもサイトには逮捕されることはないって書いてありましたよ?

ペンギン:確かに、犯罪行為が日本国内で行われているか否かの判断は難しく、また、利用者だけを罰することの是非については法的な議論があります。ただ、オンラインカジノでは実際に処罰されているケースがあります。

また、インターネットの情報を信じたからと言って違法であることを知らなかったというのは通りませんよ。日本では鉄火巻きを食べるくらいにしておくのがいいですよ! 大将、鉄火巻き一つ!

大将:はいよ!!

執筆者紹介
弁護士法人すずたか総合法律事務所
弁護士 山崎由紀子
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館9階
TEL. 03-6206-6497 TEL. 03-6206-6498
HP: <http://www.suzutaka-law.com/tokyo.html>
Mail: y-yamazaki@suzutaka-lawoffice.or.jp

今回は水口瑛介弁護士(夫)が担当します。



世田谷都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

注意事項

■領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayB、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
※PayPayでの納税において、本人確認前のチャージ金のご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。

利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



温泉旅館で実施した研修会の費用の取扱い

税務上の取扱いについては、税法の条文をもとに解釈することは重要です。そこで、今回は具体的な事例をもとに、税法の条文解釈を試みようと思います。

【質問】

代理店の販売担当者を対象に、当社の新製品の説明会を兼ねた研修会を温泉旅館で1泊して行います。研修会後の夜には宴会を行います。この研修旅行で支出する費用の全額は交際費等に該当しますか。

また、この研修会のために出張する当社の社員の旅費の取扱いは、どうなりますか。

【回答】

研修会を行う場所が温泉旅館であり、夜の宴会は親睦を深めるために行うようですから、宴会費用や観光に招待した場合の費用は、当然に交際費等に該当します。

次に、研修会を行うための費用ですが、その場所がたとえ温泉旅館であったとしても、研修会が実体を備えたものであれば、そのために通常要すると認められる費用は、交際費等に含めないので、会議費用として損金経理することになります。この辺りの取扱いについては、措置法通達61の4(1)-16で述べられています。

61の4(1)-16 旅行に招待し、併せて会議を行った場合の会議費用

製造業者又は卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行、観劇等に招待し、併せて新製品の説明、販売技術の研究等の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えていると認められるときは、会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めないことに取り扱う。(平6年課法2-5「三十一」、平19年課法2-3「三十七」により改正)
(注) 旅行、観劇等の行事に際しての飲食等は、当該行事の実施を主たる目的とする一連の行為の一つであることから、当該行事と不可分かつ一体的なものとして取り扱うことに留意する。ただし、当該一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合及び本文の取扱いを受ける会議に係るものと認められる場合は、この限りでない

それでは、一緒に解釈していきましょう。

最初に注目したいのは、通達の(注)の部分の冒頭です。そこでは、旅行、観劇等の行事に際しての飲食等は(たとえ会議を同時に行うものであったとしても、会議の費用は)、旅行、観劇等の行事と不可分かつ一体的なものとして取り扱う、とあります。

これを平たく表現すると、「旅行・観劇等の行事を行ったときに、申し訳程度に研修会議を行ったときは、そもそも旅行・観劇等の行事が主目的であるの

で、その費用の金額は、交際費等の金額に含めるのだ」ということが述べられています。つまり、旅行・観劇等の行事の合間に、会議的な会話が行われたとしても、すべて交際費等の金額になりますよ、ということが述べられています。

そして、こうした取り扱いを述べたうえで、その会議が旅行・観劇等の行事とは切り離され、独立した実体のある研修会として行われているのであれば、それは会議費として交際費等の金額に含めないものとして取扱う、ということも明記しています。

ここでのポイントは、温泉旅館で1泊したとしても、そこで行われた研修会が実体のあるものとして行われているのであれば、その研修会・会議に通常要すると認められる費用の金額は、交際費等の金額に含めず、会議費等として損金処理をする、という取扱いになる、ということです。

そこで、実体のある研修会・会議であることを積極的に明らかにするためには、研修会のスケジュール、研修内容を記載した実施報告書、参加者のアンケート等を整備しておく、ということが重要になります。

さて、設例に基づいて、ここからさらに詳細に検討していきましょう。まずは、温泉旅館に支払う費用の取扱いです。

このうち、研修会のために直接要する費用としては、研修会場の使用料、研修会場で提供する飲料代、これらに対するサービス料がありますね。これらは研修会のために直接要した費用の額ですから、交際費等に含めない会議費になります。

さて、ここで少し蛇足になりますが、「旅行や観劇の際の飲食等」は、旅行や観劇と一体のもので、1人当たり5,000円以下になるかどうかの計算を行うこととなります。その一方で、研修会の開催に際しての飲食等は接待・供応に当たるものではないことから、5,000円以下の計算をする必要なしに、無条件に会議費等として損金算入になる、ということを確認しておきます。では、温泉旅館の宿泊費はどのように取り扱うのでしょうか。

この宿泊費については、研修会が会議として実体のあるものであれば、会議費部分と交際費部分に案分する必要はなく、すべて会議費として処理しても構わないでしょう。こうした場合は、そもそも研修会がメインの宿泊であり、夜の宴会は参加者との親睦を深めるためのサブ的な要素を持つものである、ということが前提です。

最後に、この研修会に参加する貴社の社員の旅費ですが、参加者の研修会場までの交通費と同様に、会議費として処理してよいでしょう。

以上述べて参りましたが、税務上の取扱いについては、税法の条文等をまず読んでみて、そして実際に行われる行為がどうであるかを当てはめて解釈してみる、これが重要なことだと思います。

東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

執筆者の紹介

・税理士:川辺洋二
・事務所:川辺会計事務所
世田谷区代田5-34-8カーサ下北沢103
電話:03-5433-8380
http://kawabe-kaikei.com/

・主な著作:「コストダウンのための原価のしくみ(日本能率協会)」他
・主な講演先:早稲田大学・日本FP協会



就職時の身元保証人

春になり真新しいスーツを着た新社会人を街中でよく見かけます。入社の際に「身元保証人」に関する書類の提出を新入社員に義務付けている会社も多いと思います(会社と身元保証人との間の身元保証契約と言われるもの)。このような場合、採用時のルールとして会社側も就業規則に身元保証に関して定めておくことが必要となります。

1.書面の交付による労働条件の明示

(1)身元保証を求める理由

会社が身元保証を求める理由は、おおよそは次の2点に集約されるのではないのでしょうか。

- | |
|--|
| ①経歴や人物に関する保証 |
| ②会社に損害を与えた際にその損害を本人では弁済しきれない時に、残りの債務を賠償する責任を負ってもらう |

(2)身元保証になれる人の要件

新規採用者の親族・知人等の誰でもが保証人になれるかということではありません。経済的に自立し、安定した収入がある人、すなわち社会的に信用がある人が要件となります。身近な人だと収入のある親・兄弟や親族が挙げられますが、知人・友人でも構いません。さらに身元保証サービスの代行会社もありますので、そういった法人でも構いません。

2.身元保証の責任の範囲

(1)保証する金額

上記の①②も、結局のところ金銭的な解決が目的とされたいと思います。では身元保証契約上、際限なく損害賠償を負わなければならないかということ、そうではなく、会社はあらかじめ上限額(極度額)を定めなければなりません。身元保証人はあらかじめ極度額を確認したうえで、身元保証契約を締結できます。もし会社が極度額を提示していない場合、契約を締結していたとしても、その契約は無効となりますので注意して下さい(個人が保証人になる場合であって法人は含まれません)。

(2)保証の期限

保証の期限についても法律で定められています。期限を定めなければいけないわけではありませんが、定めない場合は3年となります。しかし定める場合は5年の範囲となりますので、定めた方が会社にとってはリスクヘッジになります。ではその後はというと、自動更新や更新の予約でなく、期限後も保証を求める場合は改めて契約する必要がありますので注意して下さい。

(3)情報提供の義務

保証人も、ある日突然、会社から請求を受けても困ります。そのた

め、保証人は、会社に対し被保証人の主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。また身元保証人の責任になりそうな問題が生じたとき、会社は身元保証人に通知しなければなりません。この通知を受けた身元保証人は将来に向けてその身元保証契約を解約することができます。

3.就業規則に定める際のポイント

先述の通り、身元保証人は無制限に債務を負わないように(特に個人は)法律で保護されています。その点に留意しながらも、会社は新規採用に係わるリスクを最大限にヘッジすることが重要です。

定めるポイント	例示
保証人の要件	経済的に自立した成人 など
保証の限度額	極度額〇〇〇〇千円 など
事前・事後の通知	遅滞なく通知 など
被保証人の異動の通知	保証人の監督が困難な状況の通知 など
更新の有無	更新の際は〇〇日前に通知 など(更新の予約はできません)

4.就業規則の留意点

就業規則はその会社の労使が遵守するルールブックです。会社が保証人を求める(身元保証契約を結ぶ)場合、当然に、そのことが就業規則に明示される必要がありますが、さらにその理由と内容を詳しく明示することが、会社にとってはリスクヘッジになります。

参考資料:法務省パンフレット

「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」
<https://www.moj.go.jp/content/001254262.pdf>

レジリエンス社会保険労務士法人
社会保険労務士
齊藤 信之

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階

TEL. **03-6407-9307**

Email: **info@resilience-sr.jp**

URL: **https://www.resilience-sr.jp**

投稿コーナー
「私のイチオシ」

- ・自慢のペットのイチオシ写真!
- ・イチオシの趣味!
- ・スイーツやランチ、イチオシの食べ物!
あなたのイチオシをお送りください!!

募集中!!!
投稿

会長が見つけた! 経堂支部 広報副委員長 鳥居佐智子



2023年10月26日、神奈川県レイクウッドゴルフクラブにて、東京商工会議所世田谷支部のゴルフコンペに参加した時です。スタートホールで待っていると飯野会長が、「カワセミが居る」と教えてくれました。小さな池のほとりに佇むカワセミの何て美しさ。図鑑などでしか見たことないので貴重な体験でした。

「ぬるいビール🍺はいかが?」 梅丘支部 幹事 柳生宗彦

柳生です。私の長男のお嫁さんは中国、山東省生まれの中国人です。12年前に日本に留学、知人の紹介で私の息子と知り合い、8年前に結婚しました。今では7歳と5歳の2人の子の親となり、3世代で同居しています。
さて、日本での挙式のあと、中国の実家でも結婚式を挙げたいとの事で私も山東省威海(ウエハイ)に行きました。約1週間の滞在。季節は夏で実家はビールで有名な青島(チンタオ)の近くにあり、実家ではお嫁さんの父親が早速チンタオビールで歓迎してくれました。ところが、その缶ビールはまさかの常温!!
エーッ、本当!!
お嫁さんに聞くと、中国のほとんどの人は冷たい物を飲むと身体に悪いので冷えたビールは飲まず、常温で飲むのが普通の事。健康には良いのか、さすが医食同源のお国柄と感心しました。しょうがなく?常温ビールに付き合っ、何本か350ミリ、常温の缶ビールをいただきました。
ところが、これが慣れてくると、ビール本来の味が分かってきて、

なかなかの味わい。
さすがに現地のホテルバイキング会場では冷たい缶ビールも用意されていましたが、ビール本来の味がこの1週間で習得?出来た思いでした。
なので日本に帰ってから家では時々この常温ビールを嗜み、いろんな銘柄のビールの味の違いを確かめています。
ところが日本の飲食店では冷たいビールしかありません。
世界的には冷たいビールを飲むのは主に米国と日本が主流で、ビールの本場ドイツでもビールは常温が普通との事。
これは電気冷蔵庫の普及の差なのだ、と昔のラジオ番組で聞いた事がありました。その時の話題はウイスキーの飲み方で氷(ウイスキー)を使ってオンザロックで飲む飲み方をするのは米国と日本だけ、とのお話でしたが、ビールも同じことなのかと話しが繋がった思いがしました。
皆さんも一度常温ビールでビール本来の味を確かめてみてはいかがでしょう!

投稿方法 投稿したい画像や文章に以下を添えて事務局へ

- ①お名前もしくはペンネーム
- ②コメント等
- ③連絡先(住所・電話番号など、掲載はいたしません、無くて可)を添えて、北沢法人会・事務局へメール or ファックスなどでお送りください。



Fax▶03-5450-7122 Mail▶info@kitazawahoujinkai.or.jp Mail QR▲

会員紹介

北沢法人の会員を紹介します。

Member introduction

下北沢支部▶▶

株式会社グロースJ

代表取締役 村田晃祐



はじめまして。株式会社グロースJの村田と申します。
「個室でワイワイ楽しめる自由で快適な大人の遊び場」を作りたく、昨年、新橋にて個室雀荘をオープンし、ビジネスパートナーと共に運営しております。
まだスタートしたばかりですが、条件を整えば下北沢周辺含め、徐々に展開していきたいと考えております。
厳しい業界ではありますが、昔ながらの雀荘のイメージを覆す清潔感、快適性、充実した設備などを重視し、お客様だけでなく業界や地域にも貢献したいと考えておりますので、皆様のご指導や応援を賜れますと幸いです。よろしくお願いたします!!

自社独自HPは準備中の為、ビジネスパートナーのページとなります。▶ [まあじゃんMAP新橋はなれ店](#) ☎電話:03-6273-3600

営業時間:10:00~LAST ※ご予約時にご確認ください。住所:東京都港区西新橋1丁目12-6 西山興業 西新橋ビル 6F(受付3F)

千歳台・船橋支部▶▶ 喫茶店 ひなたぼっこ

代表 中村百合子

初めまして。ひなたぼっこ店主の中村百合子と申します。
地域初のデトックスができる足場カフェとして温浴セラピーを行っている喫茶店です。



温浴セラピー(足湯療法)のご利用申し込みは、営業時間内に来店または電話でお願いいたします。

営業時間:10:00~20:00 定休日:木曜日・日曜日・年末年始
電話:03-5357-8756 Fax:03-5357-8759
住所:〒156-0055

世田谷区船橋6-26-11サンヒルズ希望ヶ丘107
サンヒルズ希望ヶ丘商店街の入り口傍
(成城警察署船橋交番の裏側です。)

ACE エースの作業用手袋

機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじてお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社

株式会社セガワ

k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 文史

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

Member introduction

千歳台・船橋支部

第2回公開税務研修会

講師:税理士・行政書士
小出絹恵 様

2月16日(金) / 参加者43名 / 場所:カルチャーパビリオン平安世田谷

当支部では、令和6年2月16日(金)に、カルチャーパビリオン平安世田谷にて公開税務研修会を開催致しました。

「税金あれこれ」というテーマで、税理士・行政書士の小出絹恵先生に、相続の話を中心に40分程講演して頂きました。

講演中は皆さん興味津々のようで会場は静まりかえってました。相続の関係のみならず、法律には期限があり、年月とともに多々改正点もあるので解らない点があったら早め早めに専門家に相談して下さいとの事で、相続については、3年～5年の長いスパンで手続きを取れば、年何万～何十万と節税

する事《脱税ではなく、節税ですよ》が出来るとの事。

さらに大事な話は遺書を書いた場合、絶対に貸金庫には入れない事で、万一本人が亡くなった場合、関係者全員の承諾がなければ金庫を開けて貰えないからとの事でした。

この後質疑応答があり、講演は終了し、その後は山崎相談役の司会で、クイズ大会を行い大いに盛り上がりました。

なお参加者は43名で、終了後、法人会に入りたい方が一人ファックスにて申込書を事務局に送ったとの事でした。

(千歳台・船橋支部 副支部長 瀬川 修)

下北沢支部

「第2回」公開税務研修会

講師:株式会社全国儀式サービス
小泉英子 様

3月21日(木) / 参加者33名 / 場所:北沢タウンホール 4階活動フロア

私たち下北沢支部では、令和6年3月21日(木)北沢タウンホールの4階活動フロアにて、今年度最後となる税務研修会を実施致しました。講師には、株式会社全国儀式サービスの小泉英子氏をお招き致しまして、『相続税の手続きについて』を講義して頂きました。

主な研修の内容と致しましては、遺産相続・名義変更・終活など、税への関わり方を、どう考えていくかです。自分が亡くなった時、残された家族への思いやりを、どの様にしたら良いのか

という講義は、とても良い勉強になりました。遺産や相続など、つい敬遠しがちですが、相続は事が生じてから考える事ではなく、家族と一緒に向き合いながら、どうする事がベストなのかをきちんと話しておく事が、とても重要な事だと改めて感じさせられた次第です。

下北沢支部には凄くピッタリな勉強内容だったと思っております。非常に有意義な研修に参加させて頂き、ありがとうございました。(下北沢支部 小島洋吾)



桜上水支部

第5回会員会議

3月18日(月) / 参加者17名 / 場所:八幡山 うまい処こだわりやフシキ

今年度最後となる会員会議を開催しました。主な議題は令和6年度の事業計画と予算についてでした。そして今回のミニミニ講習は大石副会長に講師をしていただき「大石副会長の

のストーリー物語!」を語っていただきました。2018年に作成した全60ページにも及ぶ戦国時代からの本格的な家伝書を参加者に配布していただきました(写真はその一部分です)。某放送局のファミリー・ストーリーさながらでした。さらに上京して起業され、法人会に入会した



経緯から青年部会を経て、現在に至るまでのお話も非常に興味深い内容でした。

(桜上水支部 副支部長 広報委員長 高宮英輝)

しもたか大さくらまつり

3月23日(土) / 参加者10名 / 場所:日本大学文理学部正門前 桜並木通り

4年ぶりだと思っていたら2019年以来なので5年ぶりとなる法人会ブースの出店でした。今回は甘酒の販売と税金クイズを実施しました。しかし、桜は当初の予報より開花が遅れつぼみの状態でした。当日の天気も曇り時々雨の状態でしたが、本降りにはならず風も無く寒さもこたえる程ではなかったの

は幸いでした。このような気候でしたので大盛況とまではいきませんでした。大勢の方が訪れ、準備した税金クイズの景品はゼロとなりました。

(桜上水支部 副支部長 広報委員長 高宮英輝)



経堂支部

第3回会員会議&花見会

3月26日(火) / 参加人数:23名 / 場所:陳家菜房

2024年3月26日火曜日、18時より経堂駅前の会員のお店、陳家菜房にて、会員会議が、開催されました。

会員会議の前に予定していた花見散策は、残念ながら、雨天のため中止としました。もっとも、当日、石仏公園で咲いていた桜はたったの1輪のみ。好天だったとしても蕾散策でした。

会員会議では、23名の会員が出席し、来年度の予定確認、新幹事の承認、委員会・部会からの報告、4月のポウリン

グ交流会の準備についての意見交換等ののち、乾杯、懇親会で交流を深めました。

(経堂支部 幹事 広報委員 宿谷勝巳)

- 2024年度の予定は下記の通りです。
- ◇4/22月:18時-ポウリング交流会(健康フェスタ①) @経堂ポウル
- ◇5/20月:税務研修①(相続と税金第2弾)兼支部会員会議①@JCOM
- 6/17月:支部会員向けDM発送 第1回経堂まつり実行委員会
- 7/5金:第2回経堂まつり実行委員会
- ◇7/27土:経堂まつり税金クイズ出展
- ◇8/23金:税務研修②(資産形成と税金第2弾) (+納涼交流会) (@昭和信用金庫)
- 9/20金:支部役員会議①(兼上半期打上会)
- ◇10/27日:大人の遠足・高尾山(健康フェスタ②)
- 11/26火:支部会員会議②(兼忘年会)
- 1/20月:支部役員会議②(次年度日程)
- 2/20木:支部会員会議③
- 3/24月:次期役員への引き継ぎ会



梅丘支部

第2回公開税務研修会

講師:廣田会計事務所・税理士
廣田克彦 様 / 廣田純子 様

3月26日(火) / 参加者20名 / 場所:法人会館 懇親会:豪徳寺「近江屋」

梅丘支部は、令和6年3月26日(火)に北沢法人会館で第2回公開税務研修会を開催しました。梅丘の廣田税務会計事務所より2名の税理士に「令和6年から施行される改正項目について」の講演していただきました。

法人税関連として、令和6年1月より電子帳簿保存法が完全義務化され、どのように対応すべきか確認しました。電子取引については留意する必要がありますが、改正により要件が緩和されたとのことでした。その他、定額減税や交際費など令和6年度税制改正大綱の内容についても触れられていました。

資産税関連として、分譲マンションの評価方法の改正、生

前贈与の改正についての説明がありました。分譲マンションについては市場価格に比べて安くなっていた評価方法が是正される改正で、概ね評価が上がってしまうとのことでした。また、生前贈与については暦年贈与を続けた方が良いか、相続時精算課税制度を選択した方が良いかを考えるきっかけとなりました。

終了後は、昨年11月に入会された豪徳寺にある「近江家」で懇親会を行いました。お刺身、天ぷら、お蕎麦など美味しい料理と蕎麦焼酎をいただき、みんなで楽しい時間を過ごすことができました。(梅丘支部 副支部長 広報委員 平塚早苗)



南烏山・
粕谷支部

第2回公開税務研修会

講師:北沢税務署
法人課税第一部門 審理担当 上席
石川龍児 様
(株)アイ・パートナーズ
フィナンシャル
渡辺亨 様
BIS司法書士事務所
石井博晶 様

3月26日(火) / 参加者24名 / 場所:烏山区民センター3F集会室

第2回公開税務研修会を開催しました。専門家によるお話は、短時間にもかかわらず、的確で専門的でわかりやすいものでした。大変勉強になり、今後、より深い理解を進めるための、良い機会になったと思います。

第1部 18:00~18:30
北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官の石川龍児様に講師をお願いし、会員様からのご要望により「電子帳簿保存法について」と題しまして、この法律立案から変更点まで事細かく解説いただきました。特に事務処理規定のサンプルを使いながら、現時点で取り組まなければならないことについても詳しく説明いただきました。また、本年6月よりおこなわれます所得税・個人住民税の定額減税(案)についてのお話も合わせてしていただきました。

第2部 18:30~19:00
BIS司法書士事務所の石井博晶様より相続登記義務化についてご講演いただきました。まずは相続についての総論から入って、次に法定相続分の解説の後、相続登記義務化について話していただきました。

相続につきましてはどなたにも起こりえる事柄ですし、起こる前から準備することもあることが皆さんにわかっていただけたのではないかと思います。

第3部 19:00~19:30
(株)アイ・パートナーズフィナンシャルの渡辺亨様より新NISA制度についてご講演いただきました。渡辺様からは株式投資についてバブル崩壊前後からリーマンショックに続き、その後の日経平均株価の説明を頂いた後、なぜ今新NISA制度なのか、株式取引のイロハを交えながら初心者にもわかるよう解説いただきました。質問も色々出て少し時間が足りなかったかもしれませんが、皆さん真面目にお聞きいただけました。

税務研修終了後は懇親会を開催し、出席者は20名と多くの方にご参加いただきました。18:00から始まりました税務研修会から20:30の懇親会終了まで濃密な研修会となりました。

(南烏山・粕谷支部 支部長 塩田直人 / 幹事 広報委員 米戸誠治)



明大前支部

第2回公開税務研修会&お花見懇親会

講師:北沢税務署
法人課税第一部門 審理担当 上席
石川龍児 様

3月25日(金) 17時 / 参加者15名 / 場所:旭齋総本店 下高井戸本店2階 / お花見懇親会参加者19名

公開税務研修会の講師は北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 石川龍児先生 テーマは「電子帳簿保存法について」でした。

令和6年1月からの電子取引データの保存方法をとてもわかりやすく説明していただきました。今まではプリントアウトした後の電子取引データを消してしまいましたが、データが原本となるので消さずに保存する必要があるということです。そしてデータを保存するにあたっては、検索できるようにしたり、不正防止のための事務処理規程を作ったりします。ただし、いろいろな理由により準備が間に合わない場合には、税務調査などの時でも電子取引データを保存し、プリントアウトした書面を渡せるよ

うにしておけばよいと丁寧に教えて下さいました。国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」もご参照ください。

その後、お花見懇親会。残念ながら桜はまだ蕾。でもドレスコードをピンク(白)にしたので、皆さんが桃色の小物を身に着け、ピンクのファッションで、会場は明るく華やぎました。委員会活動報告の後、初参加の方や、能登半島地震を元旦に珠洲市で体験された方のお話も伺えました。お花見クイズは「さくらの日はいつ?」 咲く 3×9=27 3月27日だそうです。今年は開花が遅れましたが、お花見気分満載でした!

(明大前支部 副支部長 山崎聖鏡)



給田・北鳥山支部

第2回公開税務研修会&懇談会

講師:JA東京中央セレモニーセンター
監査役
丹野浩成 様

3月28日(木) / 場所:JA東京中央ファーマーズマーケット千歳烏山3F会議室「リアン」(研修会)
/ 松海寿司(懇談会)

令和6年3月29日16時より第2回公開税務研修会をJA東京中央ファーマーズマーケット3Fリアンで開催しました。JA東京中央セレモニーセンターの丹野浩成監査役を講師に招き、『私の終活ノートII』を活用した終活セミナーを開催しました。

最も印象的だったのは『終活をしない人は「まだ若い、お金がない、家族仲が良い」と言いますが、実際には「若くない、

お金がないから揉める、遺産を眼の前にとると揉める』だから準備が必要』とのこと。参加者全員熱心にノートに書き込みながら受講しました。「パート2」の開催を熱望する白熱教室となりました。

研修会後は烏山の松海寿司で懇親会を開催しました。明るく楽しく遺書の話をする楽しい懇親会となりました。

(給田・北鳥山支部長 宍戸邦啓)



女性部会

「第6回役員会」

3月1日(金) / 参加者:15名 / 場所:北沢法人会館

3月1日に法人会館で第6回役員会を行いました。

報告事項として、初めて行われた「絵はがきコンクール受賞者の一日税務署長イベント」(会長も参加)のことを広瀬前部会長から、SKT連絡協議会(幹事:世田谷法人会)については丸山副部会長から、そして絵はがきコンクールで都知事賞をいただきました東法連女連協全体会議については平塚副部会長から報告していただきました。

「SKT連絡協議会」では、農大の先生をお招きして酵母についてお話をいただき、そのあとイタリアンレストランにていろいろな話で盛り上がりました。

「東法連 女連協 全体連絡協議会」ではフードロスの話だったのですが、「SKT連絡協議会」でもやりたいという話もできました。

今回の役員会の議題としては「せたがや梅まつり」の反省会では、税務署長はじめ税務署の方々のご協力もあり、税金クイズが800枚も実施できたこと、今回初めてスマホを利用して「税金クイズ」に参加できるようになり、それが好評だったことなどなど。

22日に行われる「税務署長を囲む会と報告会」の運営について、当日の時間・担当者・お弁当などの確認をしました。また、次回の「SKT連絡協議会」は当法人会の担当ということで、今後どのように進めていくかの相談や今後の予定を確認しました。

今年度も皆様にご協力いただき無事に終わろうとしています。来年度もよろしくお願ひしたいと思います。

(女性部会長 坂田裕紀子)



令和5年度 松生北沢税務署長を囲む会・報告会

3月22日(金) / 参加者22名 / 場所:北沢法人会館

3月22日(金)15時から、松生剛北沢税務署長を迎えて「通貨について」をテーマに懇談会を行いました。お話しはこの秋新札が発行されるにあたり、通貨の歴史あれこれをお話ししてくださいました。通貨の歴史については知らないことも多く大変良かったです。

新札の1万円札は動く渋沢栄一氏、5千円の津田梅子氏の裏は藤の花が、千円の北里柴三郎氏の裏は北斎の絵、どれもコピーできないような新しい技術が施されているなど、専門的なお話もありました。これからはキャッシュレスの時代が来るかもと、わかりやすく楽しい語らいとなりました。

最後に小中学校、高校の租税教室にこれからも力を入れていきたいと思います。締めくくられました。松生署長ありがとうございました。

引き続き令和5年度の女性部会の報告会を行い、「税に関する絵はがきコンクール」では北沢法人会の最優秀賞作品が「東京都知事賞・東法連女連協会長賞」を受賞されたことが発表されました。そのお祝いに飯野会長から上野法人会の会長社「みはし」の美味しいあんみつの差し入れをいただきました。来年度の事業計画、予算などの報告があり、会を終えました。(女性部会 前部会長 広瀬節代)

女性部会

SKT連絡協議会

2月22日(木) / 参加者20名(うち北沢法人会5名) / 場所:東京農業大学「食と農」の博物館・Café+810

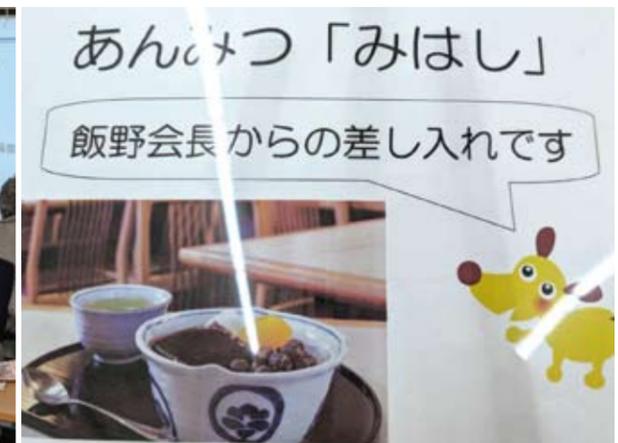
令和6年2月22日(木)15:00から東京農業大学「食と農」の博物館において醸造科学科展「JOZOO—醸造と発酵の世界—」を見学しました。酒類や発酵食品の多様性や成り立ち、職人の知恵と技術、微生物の種類や働きを学びました。発酵と腐敗の違いも教えて頂きました。

懇親会では女性部会員相互の親睦を深める機会となりま

した。女性部会といえば、絵はがきコンクールの推進についての情報交換や、女性部会としても食品ロスの取り組みをしていきたいとの意見もできました。

4月の全国大会はどなたが出席しますか?と広島大会での再会を約束しました!!

(女性部会副部会長 広報委員 平塚早苗)



千歳台・船橋支部 幹事 広報委員 村上義政

皆様、はじめまして。広報委員となりました千歳台・船橋支部の村上と申します。この度、家内と二人で広報を努めることとなりました。なにぶん不慣れですが、よろしくお願いたします。

春といえば桜が頭に浮かぶ方も多いのではないかと思います。ここ数年桜の開花が早く、楽しみにしているイベント、桜祭りの時には「葉桜」になってました。今年も2月に気温が20℃

を超える日があったりして、ここ数年の記憶が蘇ってくるようでしたが、いざ3月に入るとなかなか気温が上がらず、平年より6日早く、昨年より7日遅れての開花となりました。

色々な面から解放され、桜も満開に。この春は、お祭りもイベントも盛り上がるのではないのでしょうか。私自身も「わたがし」、がんばります。

【記念誌を手にして……】 梅丘支部 幹事 広報委員 中島浩二

北沢法人会で何かお役に立てることはないかの思いで、昨年、広報委員に立候補(出版社から起業。いろいろメディアを立ち上げてきた経験も活かせるのでは、と)。いきなり、55周年記念誌制作の大役を仰せつかりました。

今回の記念誌のテーマは、「次世代へのバトンタッチ」です。表紙(右写真)・裏表紙のデザイン、「思い出の写真」を掲載、見やすいエリアマップ等々、企画を具現化。全34ページと、コンパクトなページ数ですが、いかがでしたでしょうか？是非ともご感想・ご意見等お聞かせいただけると嬉しいです。(勧奨用としてもご利用いただけるのではと思っております)

ここでは語り尽くせない問題が多々発生。これまでいくつも修羅場をくり抜けて来ましたが、今回の記念誌は、忘れられない冊子となりました。面白いもので、徹夜作業の連続があっ

たとしても、出来上がった作品を手にするとその苦労も忘れ、良き思い出に。元来、楽天的な人間なのかもしれません。

事務局、広報委員の方々のご協力、そして、各委員長、部会長、支部長の皆様にはお忙しい中、原稿執筆・校正等いただき、誠にありがとうございました。皆様のご尽力がなければ、完成させることはできませんでした。心より感謝申し上げます。

60年後、100年後、200年後……北沢法人会のさらなる発展繁栄を祝して、乾杯!



2024.05.01.2450

令和6年新築オープン

昭和信用金庫 三軒茶屋支店

令和6年 5月7日(火)

大好きな街 応援します



昭和信用金庫 上北沢支店

令和6年 7月16日(火)



完成予想(CG)



昭和信用金庫

令和6年4月1日現在

北沢法人会広報誌第373号
ほうじん北沢 4・5月号

令和6年5月1日発行

発行所 公益社団法人 北沢法人会
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦
広報委員長:高宮 英輝
編集委員:竹股 克之
鳥居 佐智子 細井 眞一



適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。



石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。

私たちは建物設備・生活インフラの保守管理を通じて、地域社会の安心と安全を守ります。



エレベーターメンテナンス・防災
株式会社 i-tec24

代表取締役 岩本由起子

〒156-0041 世田谷区大原2-7-2
TEL:03-5301-5231 FAX:03-5301-3240

各種広告デザイン

GATT
Design

有限会社ガットデザイン

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp